３医第13号

令和３年(2021年)４月７日

　一般社団法人長野県医師会長

　一般社団法人長野県歯科医師会長　　　　様

長野県健康福祉部長

（公印省略）

社会医療法人の認定に係る通知の改正等について（通知）

このことについて、下記のとおり厚生労働省医政局長から通知がありました。

ついては、御了知いただくとともに貴会会員への周知をお願いします。

　なお、保健福祉事務所長及び中核市保健所長あて別添のとおり通知しました。

記

１　「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について

（令和３年３月31日付け医政発0331第３号）

２　「社会医療法人の認定について」の一部改正について

（令和３年３月31日付け医政発0331第17号）

３　社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件（社会保険診療等に係る収入金額が全収入金額の80/100を超えること）について

（令和３年３月31日付け医政発0331第62号）

担　当：医療政策課企画管理係

　　　小林真人(課長)　北原将貴(担当)

電 話：026-235-7145（直通）

ＦＡＸ：026-223-7106

E-mail：iryo@pref.nagano.lg.jp